

令和3年度 第1回 出雲市行財政改革審議会 会議概要

1. 開催日時 令和3年8月2日（月）9:30～11:30

2. 開催場所 出雲市役所6階 議会委員会室

3. 会議の出席者

（1）委員（18名）

大場利信委員、岡田達文委員、小村貞雄委員、金築千晴委員、佐貫吉孝委員、
関 耕平委員、高橋義孝委員、成相善美委員、錦織文子委員、原 市委員、
萬代輝正委員、福間正純委員、三島安裕委員、水 陽子委員、水師幸夫委員、
三原教史委員、山崎英樹委員、渡部英二委員
※欠席者2名（大谷直美委員、白築誠志委員）

（2）事務局（12名）

飯塚市長、建部総務部長、安井財政部長、金本財政部次長兼財政課長、
三原総務部次長兼人事課長、原人事課主査、
小村行政改革課長、高橋行政改革課課長補佐、佐藤行政改革課主任、
長廻施設経営室長、竹下施設経営室主任、
園山ゼロカーボン推進室長（前行政改革課課長補佐）

4. 次第

（1）市長あいさつ（要旨）

今日は、第1回の出雲市行財政改革審議会を開催したところ、各地域、各業種、様々な分野のところからお出かけいただき感謝する。

この委員会は、20名中、継続が13名、新任が7名である。行財政改革全般にご意見をいただきたい。

私は、議会の行財政改革特別委員会の委員長をしているときに、この場に参画し、議会で取りまとめた事務事業の見直しについて発表した。

市長として、コロナの対策、デジタル化、脱炭素社会を目指している。議会の経験や企業経営の感覚を生かしながら、メリハリのついた行財政運営を行い、次世代に負担を強いることのないようにと考えている。

この数年、様々な取り組みにより、行財政に関する数値は改善しているが、全国と比較するとまだまだ不十分であり、しっかりと取り組まなければならない。

出雲市は今、「出雲市行財政改革大綱」と、具体的な取組事項について定めた「出雲市行財政改革第2期実施計画」を策定し、それに基づいて、行財政改革を行っている。

令和3年度は第2期実施計画の3年目であり、これらの計画を着実に推進するためにも、

どうか、よりよいご提言、ご意見をいただきたい。

(2) 委員紹介及び委嘱書交付

- ・飯塚市長から出席委員に委嘱書を交付（任期2年）

(3) 事務局紹介

(4) 会長及び副会長の選出

- ・委員から事務局案を求める意見あり
- ・事務局から、会長に関耕平委員を、副会長に水師幸夫委員を提案
- ・委員から異議なし ⇒ 会長：関耕平委員、副会長：水師幸夫委員

(5) 関会長あいさつ（要旨）

私の専門は財政学で、自治体の顔に相当するのが財政だと学生に話している。

市長は、コロナとか、DX、ゼロカーボン、そういった政策を進めるということだが、どのようにしっかり進めているのかというのを見るときに一番わかりやすいのが財政である。行政のあり方、財政のあり方は重要で、どういう部署にどれだけの予算をつけてしっかり進めているのかが今後問われてくる。

財政のあり方については議会で議論するが、この審議会は行政の方々と直接キャッチボール、やり取りをする貴重な場である。

市民の声を直接反映する大変貴重な場所であるので、忌憚のないご発言をいただきながら、行政のあり方を行政の方々と一緒になって、知恵を絞っていく場にしたいと思っている。

ぜひ積極的にご発言をいただきたい。

(6) 水師副会長あいさつ

出雲市自治会連合会の会長をしている。皆様には自治会活動にご理解ご協力いただき感謝している。副会長として、関会長を支えていきたい。

※副会長あいさつ後、飯塚市長は他用務のため退席

(7) 配布資料の確認等

事前送付資料

- ・出雲市行財政改革審議会について
- ・出雲市行財政改革大綱
- ・出雲市行財政改革第2期実施計画
- ・出雲市行財政改革審議会条例
- ・【資料1】行財政改革第2期実施計画に係る取組の進捗状況について
- ・【資料2】行政手続等の押印・署名の見直し状況について

- ・【資料 3】 令和 3 年 8 月における組織・機構の見直しについて
- ・【資料 4】 公共施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

当日配布資料

- ・ 会議次第
- ・ 委員名簿

（8）会議の成立

本日の会議は、委員 20 名のうち 18 名に出席いただいている。審議会条例第 5 条第 2 項の規定により過半数に達しているため、本会議が成立していることを報告する。

（9）議事（発言要旨）

【資料 1】 行財政改革第 2 期実施計画に係る取組の進捗状況について

【行政改革課 佐藤主任説明】

本市は、次世代に重い負担を強いることのない、持続可能な行財政運営を実現するため、平成 26 年 4 月に、概ね 10 年間の行財政改革の指針である「行財政改革大綱」を策定、平成 31 年 4 月に、具体的な取り組み項目等を定めた「行財政改革第 2 期実施計画」を策定し、行財政改革の取組を進めている。

第 2 期実施計画の計画期間は、令和元年度から 5 年度までの 5 年間であり、この度、2 年目となる令和 2 年度の成果について報告する。

なお、令和 2 年度の数値については、決算が確定していないため、見込みの数値である。

1. 令和 2 年度の進捗状況（財政効果見込額） 資料 1 ページ

資料の表では、実施方針ごとの目標額と実績額を記載しており、令和 2 年度は太枠で囲っている。

目標額の 8 億 4,000 万円に対し、実績額は 10 億 9,000 万円となっており、目標を達成する見込みである。

これまでの取組により、財政健全化指標の 1 つである実質公債費比率（1 年間の収入に対する年間の借金返済額の割合を表す指標）が改善傾向にあるなど、着実に改善が進んでいる。

前年度に比べて、大きく数値が改善している主な理由は、地方債の繰上償還の実施や、新規に借入する起債の発行抑制により、計算式の分子となる元利償還金が減少したこと、また、分母となる市町村民税等の標準税率等の増加により、実質公債費比率が減少したためである。

しかし、全国平均と比較すると大きく上回っている状況にあり、引き続き行財政改革を進めていく必要がある。

なお、将来負担比率は、1 年間の収入に対して、借金の返済予定総額がどれだけあるかを表す比率である。

資料の 2 ページからは、取組項目ごとに、主な取組内容と目標額、実績額を記載している。

2. 第2期実施計画の取組項目別進捗状況及び令和2年度の財政効果額 資料2 ページ以降

1. 効率的・効果的な行財政運営

目標額1億6,000万円に対して、実績額が6,440万円となっており、9,560万円目標に及ばなかった。

事務事業の見直しや、補助金の見直しは、第1期実施計画の時から進めてきており、大きく効果額の上がる見直しが概ね完了しているためである。

しかし、これで終わりではなく、より効果的な事務事業や補助金等となるよう、今後も見直しに努めていく。

(1)事務事業の適正な推進

11事業の見直し（廃止3件、縮小6件、改善2件）を行った。

主な取組については、5ページ以降の表で説明

・公用車の維持管理費の抑制…平成31年4月に支所から行政センターに移行したことに伴い、公用車の適正な配置及び全体の台数調整の検討を行い、保有台数の削減による維持管理費の縮減を図った。

・米寿祝品の見直し…米寿は女性の平均寿命とほぼ同じであり、これを廃止し、さらなる長生きの励みとなるよう、令和2年度からご長寿夫婦祝品の贈呈を開始した。対象は夫婦合わせて200歳以上。

・出雲環境センターの脱水汚泥処理の民間委託…令和元年度に汚泥搬出設備を整備し、令和2年度から民間事業者へ処理委託した。

・新技術活用による業務の効率化…令和元年度に導入した、RPA（※人間がパソコン上で行うキーボード入力や、マウス操作等の単純作業を自動化する技術）やAI-OCR（※人工知能を活用した光学文字認識）を引き続き活用し、業務の効率化を図った。RPAによる業務時間の削減効果は、概算で1,044時間となった。AI-OCRは、13業務で活用している。また、令和2年度に、会議録作成支援システムを導入し、会議録作成業務の効率化を図っている。

・行政手続等の押印署名の見直し…行政手続等の簡略化とデジタル化に向け、行政手続等における押印や、署名の廃止に向けて見直しを行った。

(2)補助金、負担金及び扶助費の見直し

3件の見直し（廃止1件、縮小1件、改善1件）を行った。

・リサイクル団体補助金の見直し…リサイクルに関する住民意識が定着し、所期の目的を達成したため、令和元年度末をもって廃止した。

このほか、21世紀出雲水産業総合助成事業費補助金、移住促進住まいづくり助成金について、縮小や、改善による見直しを図った。

・その他補助金・負担金の見直し…終期末設定の補助金交付要綱について、制度が廃止済みのものは、要綱を廃止した。継続する要綱についても、新たに終期を設定し、内容の検証と見直しを定期的に行うこととした。

2. 公共施設のあり方と管理運営

8,000 万円の目標額に対し、7,230 万円の効果額となり、770 万円目標に及ばなかった。

(1)公共施設の今後のあり方

「出雲市公共施設のあり方指針」に基づき、大方の了解が取れた施設から、具体的取組を実施している。

令和 2 年度は、南部福祉センターの民間譲渡と国際交流会館の廃止に向けて取り組んだ。

(2)公共施設の管理運営

指定管理者制度の運用に関する方針、指定管理者選定に係る評価表の一部見直しを行った。また、見直し後の方針に従い、令和 3 年度の更新対象である 53 施設について、指定管理者の募集を行った。

施設使用料については、今後の検証のため、継続して収入実績について調査を実施している。

3. 組織・機構と適正な人員管理

2 億 2,000 万円の目標額に対し、2 億 580 万円の効果額となっており、1,420 万円目標に及ばなかった。

(1)時代に即応した組織・機構

トキの一般公開を契機に、市関係部署と連携し横断的に取り組むため、農業振興課トキ分散飼育係を、同じ課の内室である「朱鷺のまち推進室」へ昇格させた。

また、市政に係る訴訟事案等の法定課題への対応強化を図るため、弁護士資格を有する職員を「法務専門官」として任用した。

(2)適正な人員管理

令和 3 年 3 月まで、特別職の給与月額の減額を行った。

先般の 6 月議会で、出雲市長等の給与の特例に関する条例案が可決され、令和 3 年 7 月以降も、特別職の給与を同率でカットする。

一般職については、平成 29 年 4 月から給与制度の総合的見直しにより、平均 1.4%マイナスの改定をした給料表を適用している。

4. 財源の確保と債務の抑制

3 億 8,000 万円の目標額に対し、7 億 4,890 万円の効果額となっており、3 億 6,890 万円上回った。

(1)使用料・手数料の見直し

水道料金の見直しについて、平成30年度3月議会において、出雲市水道事業給水条例の一部を改正する条例案が可決され、令和2年4月から、平均12.5%の水道料金改定をしている。

このほか、遊休地の売却・貸付や、不要となった公用車、消防車両の売却などにより、資産の処分及び有効活用を図った。

また、ふるさと納税制度の活用、各種印刷物やホームページ等への広告掲載、起債の繰上償還などに継続して取り組んでいる。

特に、ふるさと納税は、前年に比べて約1億円増の、4億9,500万円の寄附をいただいている。

【質疑】

【委員】

行政改革の令和2年度の取組に限定して、コロナによってどんな影響があったか。

【事務局】

新型コロナについて、市の事業に大きな影響が出ているが、行財政改革の面では、指定管理施設の運営に一番大きな影響が出ている。

大きなイベント等の実施が困難な状況となり、入場料が減ったため、減収分について市が補填をする対応を行った。

また、キャンセル等の費用についても、事業者の努力ではどうにもならないので市が対応した。

このほか、公共施設のあり方の見直しの中で、斐川のいりすの丘公園のサウンディング調査や平成温泉の民間譲渡に向けた公募を令和2年度予定していたが、コロナの影響で令和3年度に遅れた。

【委員】

支所が行政センターになり、本庁の機能を強化するという方針が打ち出された。

行政の本庁と周辺地域とで、少し距離感があったり、或いは情報不足があったりというようなことが多々ある。

これからさらに行革を進めていく中で、本庁と周辺地域との情報交換や日常の連絡ルートがどうあるべきか、また、地域と本庁とのやりとり、或いはコミュニティセンターとのやり取り、そうしたところがこれからも少し課題になるのではないかと。ぜひそうした課題に取り組んでほしい。

【事務局】

毎月、行政センターの所長会議を開催しており、今のいろいろな問題課題について、本庁と行政センター間で、問題意識を共有している。

また、随時、担当間での連絡調整は行っているが、建物が離れるとなかなか細かいところまでの連絡が行き届かないということもある。

だいぶオンライン化が進んできたので、テレビモニター会議等々の技術を活用しながら、よりよい連携ができるような形を検討していきたい。

【委員】

縁結び定住課の「定住促進住まいづくり助成金」の見直しについて、助成金額が増加したので現行制度を維持する、というのはどんな意味か。

【事務局】

活用していただいている中で、より活用しやすい制度を検討していくという意味である。助成件数が増えて、市の負担が大きくなったから規制をかけるわけではなく、ニーズがある今の助成制度に対して改善を図っていくという意味である。

【委員】

行財政改革の立場から、助成金が増えるというのは良くない、という認識ではないことが確認できたのでいいと思う。

【会長】

効果額がゼロとなっているということは額としても増えており、減らした額の実績がないという読み方でよいか。

【事務局】

補助金の見直しを検討するにあたって、まずはその補助金が、今、効果的に利活用されているのか、活きているのかということをもとに検証する。

活きていない補助事業であるときは廃止し、どんどん活用していただいている事業については、よりよい制度を検討していく。

【委員】

出雲環境センターにおける民間事業者への処理委託について、実施と目標に大きな差がある理由は何か。

3市の友好都市交流事業の廃止について、令和元年度だけ廃止されたのか、これ以降も廃止なのか。

【事務局】

出雲環境センターの脱水汚泥処理の民間委託の効果額の差額については、処理量は変わらないが、処理単価が上がったためと聞いている。

3市友好都市交流事業については、令和元年度以降、継続して廃止している。

【委員】

3市友好交流事業廃止ということで、これは友好自体がもう廃止になったのか。

【事務局】

交流事業（イベント事業）を3市の申し合わせによりやめるとということで、友好都市自体は変わらない。

【委員】

この行政改革の目的の一つが、実質公債費比率の縮小だと考える。

平成24年の実質公債費比率21%が現在14%まで下がってきているが、これまでの実質公債費比率の縮小経過について聞きたい。

また、実質公債費比率全国平均は5.8%だが、これからの縮小の目標と方向性について聞きたい。

【事務局】

実質公債費比率のこれまでの経過は、平成 23 年斐川町と合併した年が 21.4%で、全国の自治体のうちの悪い方から 8 番目だった。その後、起債の繰上償還や、新規発行抑制ということを行った。起債を借りる場合もできるだけ有利な起債を借りて、大体、毎年 1 ポイントずつ下がってきた。令和 2 年度の見込みでは 12.9%というところまで回復し、令和元年度決算では 32 位というところまで改善してきた。

主な要因は起債の抑制だと考えている。

今後の見込みは、体育館とか新しいエネルギーセンターの実施時期に入っており、今後、その起債の償還分が増えるかもしれないが、その後は、できるだけ全国平均に近づくよう努力したい。

具体的な最終目標は全国平均の 5.8%である。

すぐには難しいが、今年度、3 か年或いは 10 か年の財政計画の見直しを行う予定にしており、具体の目標を設定して、こうした改革に取り組んでいきたい。

【会長】

今の実施計画を見ると、平成 40 年（2028 年）時点の目標値で 13%未満という実質公債費比率が掲げられており、既に達成しているのはすごいと思うが、大型の公共投資もかなりあるので、健全化指標の改善の目標数値もまた変わってくるし、歳出規模の抑制という点から見るとまだまだ厳しいのかなと思う。ぜひ、具体的な財政計画と財政指標の目標数値の設定をわかりやすい形で行ってほしい。

【会長】

「2. 公共施設のあり方と管理運営」の中で、湖陵デイサービスセンターを指定管理施設から直営施設に変更したことによって、維持管理費が削減されたという記述があった。直営施設にしたことによって全体としても効率的な運営になったというふうにとらえていいのか。単にその指定管理料自体が削減されたというところにとどまるのか。

【事務局】

湖陵デイサービスセンターについては、指定管理料 0 円で、実質市の負担がないように見えるが、大規模な修繕の際は市が工事費を負担することになっている。デイサービスであれば、特にお風呂とか空調の関係でどうしても定期的に修繕が出てくる。

それを直営化して介護予防施設に変わったため、施設修繕費用の負担が大幅に減ったというところを効果として上げた。

【会長】

経費縮減に繋がるというイメージの指定管理だが、今後も、指定管理＝プラスというような単純なイメージではなくしっかり現場で精査してほしい。

【資料 2】 行財手続の押印・署名の見直し状況について

【行政改革課 佐藤主任説明】

1. 経緯及び目的

国において、新型コロナウイルス感染拡大の防止、デジタル時代を見据えたデジタルガバ

メント実現のため、行政手続の押印の見直しが推進されている。

本市においても、「出雲市デジタルファースト宣言」「デジタルファースト推進計画」に基づき、デジタルの力を活用した最適な市民サービスの提供、市民の利便性向上を図るため、行政手続等の申請書等の押印・署名の見直しを実施している。

2. 基本方針

市民の利便性の向上と業務効率化を図り、オンライン化を推進することを目的として、行政手続等の簡略化とデジタル化に向け、法的に押印や署名がないと効力を発しない申請等を除き、全ての行政手続等における押印及び署名の廃止に取り組む。

3. 見直し対象

市の条例、規則、要綱や慣行により、市民や事業者から提出を求めている行政手続等のうち、市の判断、裁量で見直しが可能なもの。

なお、国、県などの法令等を根拠としている手続については、国、県の法令等の改正に従い、適宜見直しを行っている。

4. 実施時期

令和3年4月1日から見直しをしている。

条例については、先般の6月議会で、出雲市固定資産評価審査委員会条例と、出雲市火入れに関する条例の2条例について、押印を廃止する条例改正を議決いただいた。

5. 見直し状況

押印・署名の見直し対象となる手続

市民や事業者から提出を求めている行政手続等のうち、市の判断、裁量で見直しが可能な手続が全部で2,240件あった。

このうち、押印・署名の義務付けを廃止した手続が2,110件（94.2%）となっている。

義務付けを廃止したというのは、押印・署名がなくても受付をするということである。

ただし、これまでどおり押印や署名をされた申請なども、当然受け付ける。

例としては、公共施設の利用申請書、補助金交付申請書などがある。

一方、押印・署名を引き続き必要とする手続が130件（5.8%）残っている。

これは押印・署名のいずれか、または両方が必要な手続であり、例としては、契約書、委任状などがある。

理由は、契約書としての性質を備えている、書類提出者以外の第三者が作成する書類、申請者の意思確認のため、署名や押印を求める実質的な意味があり、代替措置をとることは困難であることなどである。

これらは、市で統一基準を設け、それに当てはめて判断している。

6. 市民等への周知方法

行政改革課において、押印・署名の義務付けを廃止したものについて、全庁の一覧表を作成し、市のホームページで周知している。

また、個別の内容については、必要に応じて、各担当課で周知を行っている。

この見直しは、これまで押印や署名を義務付けしていたものを廃止するものであり、市民へ新たな負担を強いるものではない。

市民にとっては、家に印鑑を取りに帰っていたがその必要がなくなったり、急ぎで提出する必要のある書類を、メールで提出できるようになるなど、利便性の向上が図られる。

今後もデジタル化を見据えながら、最終的にはオンライン申請が可能となるよう、継続的に検討し、見直しをしていきたい。

【質疑】

【委員】

この見直しの大きな意義というのは、市民サービスの改善であったり、利便性の向上ではないかと思う。

その面而言えば、手続そのものを簡素化する余地というものが、いろいろな場面においてまだまだたくさんあるのではないか。

例えば、道路の草刈などの道路・河川ふれあい愛護活動の助成金は、道路河川維持課や行政センターへ実施計画を持って申請をしなければならない。

それからその申請に対して市の決定通知があり、それから報告を出して、交付の請求を出していくという大きく4つの手続がある。

こういう草刈などはやはり、地域の皆さん方の協力が必要で、市民との協働の典型的な例だと思う。

そういったものについてもっと簡単な手続ができないものか。

押印をやめるとかだけでなく、本質的なところを踏まえて、それぞれの部署部署で知恵を出すというようなところが欠けているのではないか。

2つ目は、児童クラブを利用する際に、例えば祖父とか祖母が家に同居しているような場合には、子どもを見ることができない事情について地域の民生委員の証明を取ったりして提出するというようなことがあるが、これだけ児童クラブや保育所を利用することが一般化しているので、もっと簡単なやり方というのができないものか。その検討が必要ではないか。

市全体にもっと見直しをかけて、市民の皆さんの手続が簡素化できないかといったことを考えていただきたい。

【事務局】

押印・署名の廃止は、今まで印鑑が必要であったり署名が必要で市役所に行かなければならなかったものが、今後はオンライン化できるよう検討を進めていくものである。

それと同時に、先ほど委員から話があった関係書類の簡略化についても検討を進めている。

どうしても書類として残すということで、それぞれに添付書類をつけて、保存して、というような状況である。今後、オンライン化、デジタル保存という形になると、今までのように一つ一つの申請に、同じような添付書類をつけなくてもよく、もっと簡略化でき、迅速に

処理ができる。なかなか一足飛びにそこまでいかないが、いただいた意見を元に、添付書類の簡略化についても検討を進めていきたい。

【委員】

先ほど署名の見直しがオンライン化の推進を目的としているということと、メール申請についても説明いただいたが、押印署名の見直しに伴って、メール申請が可能になったものや、オンライン申請ができるようになったものが、現時点であるか。もしなければ、今後どれくらいの時期に、こういったものについての、オンライン申請やメール申請等を検討されているか。

【事務局】

手元に具体的な数字はないが、数的には多くない。

本来ならば、市内部でも電子決裁や書類の電子データ化を進めていく必要があるがそこまでいかない状況である。

メール申請により受け付けている書類はあるがごく少数である。

【委員】

どういったものがメール申請可になっているのか。

【事務局】

電子申請が可能なものは、住民票の写しの交付申請とか入湯税納入申告書など全部で 22 件あり、これは島根県の電子申請サービスで受付可能なものである。

これも件数がほとんどまだ出ていない。デジタルファースト推進計画の中で、この行政手続のオンライン化を進めていくということを掲げているが、現状はまだ進んでいない。これを課題として進めていきたいと思っている。

【委員】

新型コロナウイルスのワクチン予約は電子申請の最たるものではないか。

【事務局】

新型コロナウイルスワクチンの予約については、電話予約であったり、ラインを活用したりしている。若い世代であればオンラインでできるが、今のところ電話による予約もあわせて行っている。接種については完全にデータ処理・データ管理をしているが、予約手続については、両方あるような形で行っている。

【委員】

それで良いと思う。予約手続も含め、100%デジタル化しなければならないというものではない。

【会長】

押印廃止のその先に、オンラインで住民が効率的に行政サービスに対してアクセスできるということが一番のゴールだ。今後、オンライン化が進み、浮いた人手とか行政職員の負担を、デジタルでは申請できない人への丁寧な対応に振り向けるということが重要で、そういう観点からオンライン申請の促進とか準備を進めてほしい。

一方、庁内の手続については、しっかり廃止されて効率化されているのか。

【事務局】

代表的なものは公用車やパソコンを借りる時の手続であるが、原則、庁内の手続は、申請時の押印を不要とした。

【資料3】令和3年8月における組織・機構の見直しについて

【行政改革課 小村課長説明】

1. 部関係

(1)経済環境部の再編

経済観光及び環境政策への取組をそれぞれ強化するため、現在の経済環境部を経済観光部とし、産業政策課、商工振興課、観光課の3課体制とした。

また、地域環境部を新設し環境政策課と環境施設課の2課体制とした。

(2)副教育長の設置

多様化する教育課題に対応し教育長の補佐としての職務をより明確にするため設置した。

2. 課・室関係

(1)ゼロカーボン推進室の新設

地球温暖化対策を推進し、ゼロカーボン、再生可能エネルギー事業等への取組を強化するため、環境政策課に新設し、あわせて産業政策課の新エネルギー関係の業務を移管した。

(2)デジタル戦略室の新設

市のデジタルファースト推進計画を実行し、デジタルトランスフォーメーションへの取組を強化するため、情報政策課に新設し、あわせて政策企画課のマイナンバー制度の業務を移管した。

(3)中山間地域振興室の新設

人口減少の著しい中山間地域対策を一層強化するため、自治振興課に新設した。

【質疑】

【委員】

「出雲市行財政改革第2期実施計画の成果一覧」に、新エネバスツアー等事業の廃止であるとか有害鳥獣や林業、水産業など周辺地域の振興に関わってくるような事業の廃止がある。部署を新設したり新たな方針を示した時に、計画や事業を見直す予定があるのか。

【事務局】

見直しを行うにあたっては市民がどれだけ利活用するのかという観点から検討し、あまり利用がない活かされない事業について廃止する。

主要な産業部門の補助金であっても、利活用されていなかったら廃止する。

時代や政策が変化する中で、再度必要になることもある。見直した事業について形を変える、また使いやすくするといったような形で再度実施していく可能性はあり、その検討を新

しい室の中で行っていく。

【委員】

市長の政策公約実現のために、新たな部署を作っていくということは当然であるが、拡大していくだけでは行き詰まる。

課の数がどんどん増えていけば、1つの課の職員数が極めて小さい、何らかの問題が起きたときに、複数の課が関わってきて、調整に非常に手間取るという問題も起きている。

2つの課が所属する部を独立させたり、3つの課で構成する部ができることが適切かどうか。全体的に、組織そのものが肥大化していく傾向があるのではないか。国の例であれば、かつて建設省、国土庁、運輸省などが国土交通省になったように、そういう統合なども必要ではないのか。

職員定数は定数条例があって上限が定まっているが、組織の数については、上限というようなものはない。

組織の肥大化を抑制して、非常にすっきりしたわかりやすい組織にしていくということが必要ではないか。

【事務局】

行政組織の見直しというのは時代の変化に対応できるよう、随時行っている。

特に環境部門において、環境問題は世界規模であり、温室効果ガス排出量ゼロということも国の政策として進められている。自治体においても、その流れに対応する施策を作っていくかなければならない。

専門性が増したり、単位が小さくなると、意思決定の面で迅速性が高まるというメリットがある。

一方、細分化し過ぎると、組織間の連携の問題が出たり肥大化するので、今後も検証を行っていく必要がある。

【委員】

組織再編の話は議会でやることであって、この審議会で話し合っても意味がないと考える。

【委員】

資料1の3ページにある「組織・機構と適正な人員管理」の中の、「時代に即応した組織・機構」というものが項目として挙がっている。私は、今回の報告について、これがいいとか悪いとかいうことを言っているわけではなく、組織の肥大化を抑制するという必要があるのではないかという観点から話した。

【事務局】

この行革自体が、第2期計画に組織人員についても入っているので、そういったところに意見をいただくのはいいと考える。これから行革を進めたり、今後の組織人員について考えていく上で、市の参考になればよいと考える。

【会長】

環境問題が重点化するということで部に昇格していく一方で、上に昇格したからこそ組織連携ができなかったりというような問題が出てくることについては、ぜひ現場の職員のところでも意識を高めながら、この組織再編がしっかりと機能するような形で運用していただきたい

い。

【委員】

環境について、今まで一緒であったのを分ける理由があるのか。

【事務局】

これまでは、環境と、産業・商工・観光といった経済部門を一緒にしていた。

業務内容がかなり違っており、これまでも2人の部長体制で取り組んでいた。今回、環境の方にゼロカーボンを入れ、今後の世界的というか、全体的なニーズとして環境をより進める施策を打ち出したいと考えた。もともと別々な形で行っていたので、今回、部として分けた。

【委員】

こうして部ができる人と人件費に関わってくる問題があるのではないか。

産業・商工と環境が違う部門であれば、他の部に持っていく方法もあるのではないか。

【事務局】

今回の再編では業務的にも整理している。

今まで新エネルギー関係が産業政策課にあったが、環境の方へ移したりといった業務の整理をしている。

人員的には、特に変えていない。

【委員】

長年環境問題と関わってきたが、環境に関する市の見方が弱くなってきたと感じている。

ごみ減量も低調になってきて、出して当たり前という市民の感覚が非常に強い。

そういうものにもっと重点を置けば、部になる価値があると思う。どこまで変わっていくか疑問を感じる。今後、ごみだけにかかわらず、幅広く市の環境全体を考えていただきたい。

【事務局】

市長が就任して、ゼロカーボンの推進ということを訴えている。先ほどの意見のとおり、総合的な環境政策について考えていくという意味で、今回組織改編している。今日からなのでまだ見えないが、今後、いろいろな計画等を作ったり相談しながら、市としての環境政策をやっていくので見守っていただきたい。

【副会長】

先ほど資料1で、市からいろいろな説明があった。

全て財政に関わる問題。それから、地域、市民に対してどのように、安心、安全を提供するか、というところの改革ではないかというふうに私は理解している。その目的のために、組織を専門特化して、専門性を極めながらさらに、黒字化できるようにといったところを狙っているのではないか。

今始まったばかりなので、まず、この新しい組織の改革がどのように進んでいくのか、そしてどのような効果が出るのかを我々が見極めながら、さらに、その見極めたものに対して提言していくということも大事ではないかと思う。

【会長】

地域環境部の新設というものが、環境全般を総合的に前に進めていくようなしつかりとし

た権限を持って、行政組織として取組を強化する、その出発点となっていかどうか、私たちが状況を見極めたり意見を言わなければならない。

【委員】

組織の見直しの中で、今回中山間地域振興室が新設されたことについて、我々、周辺地域としては非常に歓迎すべき改革であり、大きな期待を持っている。

出雲市が合併して16年が経過し、現在、周辺地域は人口減少、少子化、高齢化、過疎化の問題に直面し、歯止めが掛からない状況になっている。

近年、出雲市は中心部と周辺地域の二極化が急速に極端に進行していると言われている。周辺地域は高齢化率も高く、今後、更に人口減少が加速していくのではないかと心配している。

これまでのような中心部への一極集中を見直し、この広い出雲市を支えてきた周辺地域について再度見直し、出雲市民の誰もがどこに住んでも安全で安心な生活ができるような出雲市の環境づくりを進めていくためにこの中山間地域振興室の役割は非常に大きいので、これからの進展を重ねてお願いしたい。

【会長】

自治振興課というのは本庁の中にあるという位置付けでよいか。

【事務局】

そのとおりである。

【会長】

それに関連して、実際に現場に近い行政センターなどの機能が充実したり、現場に近いところに専門の方がいることも重要ではないかと思う。職員体制であったり、いろいろと現場を見ていくということも含めて、意外と悩ましい。自治振興課の中に振興室があっても、常に現場に出ていくような職員の姿勢が重要では。組織の置く場所であるとか、行政センターでの担当職員の機能強化とか可能な範囲で答えてほしい。

【事務局】

大変期待をしていただき、ぜひ頑張りたい。

具体的には自治振興課自体は本庁の中にある。うみ・やま支援員という形で、佐田の行政センターや多伎の行政センターの現場に近いところに人を配置して、実際に地域の皆さんといろいろな話をしながら進めていくという形を取っている。今後もそういったことを充実しながらやっていきたい。

【委員】

デジタルファースト推進計画があるということで、小中学生にiPadなどの支援をしていると思うが、今後そういった支援員の配備などに予算をかけられるのか疑問を感じている。

【会長】

デジタル戦略室が新設されて、教育現場でのデジタル化はどうなるのか。

【事務局】

学校では、タブレットの配置等を進めている。これから教員の研修会であったり、支援員の配置も必要になるかと思っている。教育委員会で検討されている。

【委員】

A I - O C R等で、効率化を図っているとのことだが、A I - O C Rの精度はどれくらいか。

【事務局】

A I - O C Rは手書きの様式等を機械が読み込んで、データ化していくものである。欄の中に綺麗に書いてある部分は大体読み取るが、欄外にあると読み取れない。

大量の書類を処理する場合には、ほとんどの部分は読み取るので、かなりのスピードアップになっていると思っている。

【資料4】公共施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

【行政改革課施設経営室 長廻室長説明】

本市では、令和2年1月30日に、新型コロナウイルス感染症警戒本部を立ち上げ、新型コロナウイルスに関する情報の収集や、市民への注意喚起などを行っている。

その後3月4日に、警戒本部を新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げして、対策・対応の強化に取り組む体制をとっている。

市内の公共施設における新型コロナウイルスの影響については、令和2年1月中旬ぐらいから、宿泊施設等でキャンセルが出始め、2月に入ると、日帰り温浴施設でも利用者の減少が顕著になってきた。

また、ホール系の施設やスポーツ施設でも、少しずつ予約のキャンセルが出始めた。

このような状況を踏まえ、昨年2月から現在に至るまで、市内公共施設において様々な対応を行ってきている。

1. 施設での主な感染予防対策

国や県、市から提供する情報などに基づき各施設で感染予防マニュアルを作成し、予防対策に努めている。

2. 利用者への対応

①新型コロナウイルス感染防止を理由とする予約取消の場合のキャンセル料免除

通例、施設の使用予約を一定期間が過ぎてキャンセルをされた場合には、キャンセル料が発生するが、市内での感染拡大防止を図ることや、キャンセルの原因が新型コロナウイルスということ踏まえ、令和2年2月28日の使用日以降、新型コロナウイルス感染防止を理由とした公共施設におけるキャンセル料は徴収しない取扱いをしている。

②休業・休館の実施

昨年4月に初めて県内や市内で新型コロナの感染が確認されたことや、国の緊急事態宣言の発令、ゴールデンウィーク期間中の市外県外からの人流防止などのため、多くの公共施設において約1か月間の休業・休館を行い、感染拡大防止に努めた。

- ③来場者への検温、手指消毒、3密を回避した使用等のお願い
現在も継続してお願いしている。

3. 市から指定管理者への支援

(1)物品の提供

昨年2月ごろからマスクや消毒液の入手が非常に難しい時期があったが、災害時の備蓄分や、多くの企業から寄附いただいたマスクや消毒液を各施設へ配布した。

また、自動で来場者の体温を計測できるサーマルカメラを、イベント等開催時に指定管理の施設に随時貸し出した。

この夏、特に利用者が多い27の指定管理施設に対して、サーマルカメラを常備することとしている。

(2)財政的支援

①市が要請した休館・休業及びキャンセル料免除に伴う減収分補てん

新型コロナの感染拡大防止のために、各公共施設では、キャンセル料の免除や、昨年度は休館・休業を行っている。

市の要請に基づいて行った休館・休業、キャンセル料免除に伴って減収となった利用料金収入について市が補てんした。

令和元年度 37施設に対し、970万4,000円

令和2年度 48施設に対し、4,371万8,000円

②収支不足に対する指定管理料の増額

令和元年度は、新型コロナの影響が年度末の短期間であったことや、キャンセル料免除に対する市の補てんもあり、新型コロナの影響による指定管理施設の赤字はなかった。

しかし、令和2年度は利用者の減少が年間を通じて継続しており、多くの施設で収支が大幅に赤字になった。

この赤字の原因は新型コロナの影響であり、指定管理者の責めによるものではないということ踏まえ、市では補正予算を組み、22施設に対し、約9,900万あまりの指定管理料の増額を行った。

これらの財政的支援により、指定管理者が指定管理期間の途中で撤退するというような事態を防ぐことができ、ひいては市民の公共施設の利用機会の安定確保を図ることができたのではないかと考えている。

なお、今年度の各施設における新型コロナの影響については、現在、利用料金収入の状況を調査しているが、一部の施設では引き続き大きな影響が出ているということも聞いている。

今後、市内県内での感染状況、また施設の収支状況によっては、何らかの支援策を検討する必要があるのではないかと考えている。

【質疑】

【委員】

コロナ対策のためのアクリル板とかマスクにより、非常に会話が聞きにくくなっている。健聴者でも会話ができにくい状況の中で、難聴者は会話が聞き取れないという話を聞いている。公共施設においては、ホワイトボードなり筆談ができる環境を整えていただきたい。

【事務局】

マスクをしていると、特に障がいをお持ちの方などは、聞き取りづらかったり、何を話しているかわからないということがある。

従来から、障がいのある方に対し紙にメモをして説明している。講演会などではホワイトボードの活用なども必要だと思っている。

施設や担当課とも相談しながら必要な物品等については対応していきたい。

(10) その他

【会長】

次回の要望

令和2年度決算が出てくると思うが、コロナの対応で支出が増えている部分がある一方で、国の交付金等でカバーできている部分もあると思うので、新型コロナに関わるプラスマイナスについて、少しピックアップして、財政への影響の部分について、次の会で説明してほしい。

【事務局】

今後の予定

今後の会議の予定については、今年度あと2回予定している。

時期は12月下旬、3月下旬で予定している。

日程は別途、案内する。